

守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）の
概要版（案）

事業の内容	対象者	0歳	～5歳		～12歳	～15歳	～18歳	～20歳 未満	保護者	その他	頁
		新生児	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生				
妊娠がわかったら											
妊婦健康診査										○	3
妊婦歯科健康診査										○	3
プレパパプレママ（両親）教室										○	3
分娩費の支援										○	3
赤ちゃんが生まれたら											
妊産婦・新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問運動		○							○		■
離乳食講習会											■
予防接種											■
乳幼児の健康診査		○	○	○					○		■
乳幼児の健康診査一覧											■
出産育児一時金									○		■
低体重児の場合		○									■
【コラム】育児休業制度や男性の育児参加について											■
手当や助成について											
不妊検査費用の助成											■
児童手当											■
子ども医療費の助成											■
認定こども園・幼稚園・保育所等について											
認定こども園・幼稚園・保育所への入園について											■
延長保育											■
病児保育											■
子育て相談											■
私立幼稚園の利用者に対する補助											■
【コラム】認定こども園ってなあに？											■
一時的に保育支援を受けたいとき											
一時預かり											■
ファミリー・サポート・センター											■
ショートステイ											■
小・中学生になったら											
入学までのながれ											■
就学指導											■
もりぐち児童クラブ											■
就学援助費											■
【コラム】小中一貫教育とは？？											■
ひとり親家庭への支援											
ひとり親家庭のための相談											■
児童扶養手当											■
ひとり親医療費の助成											■
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度											■
母子家庭等自立支援教育訓練給付金											■
母子家庭等高等職業訓練促進給付金											■
障がい児への支援											
わかくさ・わかすぎ園											■
放課後等デイサービス											■
障がい福祉サービス											■
特別児童扶養手当											■
障害児福祉手当											■

事業の内容	対象者	0歳	～5歳		～12歳	～15歳	～18歳	～20歳 未満	保護者	その他	頁
		新生児	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生				
子育てに悩んだら											
子育て全般について											□
子育てに困ったとき											□
発達や健康の悩み											□
障がいについて											□
学校やいじめ、不登校に関する悩み											□
子どもの非行に関する悩み											□
地域の活動に参加したいとき											
子育てサークル											□
守口親まなびの会											□
地域でスポーツや文化活動に参加したい											□
【コラム】子どもを守る地域活動											□
親子で出かけよう											
子育て支援センター											□
児童センター											□
認定こども園や幼稚園、保育所など											□
親子で参加できる教室など											□
【コラム】赤ちゃんの駅											□
子どもが病気になったら											
休日・夜間診療所、救急医療体制											□
連絡先											
市役所窓口一覧											□
関係機関等連絡先											□
虐待と思ったら											□

妊娠がわかったら

妊娠したことがわかったら、市民保健センター（健康推進課）に届出してください。母子健康手帳と妊婦健康診査受診券、補助券をお渡しします。妊娠すると、嬉しい気持ちの反面、不安な気持ちもあると思います。心配ごとや不安があれば、お気軽にご相談ください。
母子健康手帳は、妊娠期や出産後の記録、健診結果や予防接種歴などお母さんとお子さんの健康記録としてとても大切なものです。健診や予防接種などを受けるときは必ず持参してください。また、妊娠中やお子さんと外出するときも母子健康手帳を持ち歩くと、急な体調不良等で医療機関に掛かる際、必要な情報がすぐにわかり、適切な対応をうけることができます。

妊婦健康診査

ご自身やお腹の赤ちゃんのためにも健康に過ごし、妊娠に伴うリスクを軽減するため、妊婦健康診査（問診、内科診察、血液検査、HBs 抗原検査、尿検査等）を積極的に受診しましょう。

母子健康手帳の交付を受けた際にお渡しした妊婦健康診査受診券・補助券を使って、妊娠中に14回公費負担（一部自己負担あり）で健康診査を受けられます。

（※妊婦健康診査を受診するときは、母子健康手帳を忘れないようにしてください。）

対象者	妊婦	担当課	健康推進課（市民保健センター） TEL：6992-2217
-----	----	-----	-------------------------------

妊婦歯科健康診査

プレパパプレママ教室と同日に、事前予約制で無料の妊婦歯科健康診査を実施しています。

虫歯や歯周病は妊娠中に悪化しやすく、特に歯周病は早産や低体重児出産の原因となります。また、胎児の発育や子どもの虫歯の発生にも関わると言われています。ぜひ受診しましょう。

（※妊婦歯科健康診査のみの受診も可能です。）

対象者	妊婦	担当課	健康推進課（市民保健センター） TEL：6992-2217
-----	----	-----	-------------------------------

プレパパ プレママ教室（両親教室）

赤ちゃんのおふろの実習やパパの妊婦体験など、子育てに関する知識や情報を体験や交流をとおして学ぶことで、ママやパパの出産前からの子育て準備のお手伝いをします。

妊娠中の食生活や男性の育児参加の大切さについても考える機会となっています。

教室と同日に、妊婦歯科健康診査も実施しています。妊娠中は、普段よりも口腔ケアを念入りに行う必要があります。平日に開催している教室では、歯科衛生士によるブラッシングや口腔ケアについての実技指導があります。

対象者	妊婦とその配偶者	担当課	健康推進課（市民保健センター） TEL：6992-2217
-----	----------	-----	-------------------------------

分娩費の支援

保健上入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院して助産を受けることができない方に対して、分娩費を支給しています。この制度を活用できる医療機関は指定の助産施設のみとなりますので、ご注意ください。

【助成額】 分娩に要した費用 【申請の方法】 出産予定日の2ヶ月前に申込み

【申請に必要なもの】 母子手帳、国民健康保険証又は社会保険証、生活保護を受給している方は生活保護受給証明書、生活保護を受給していない方は市民税非課税証明書

【交付の時期】 助産施設からの分娩費の請求後 【交付の方法】 助産施設が指定する金融機関の口座に振り込み

【制限の有無】 生活保護を受給していない方又は市民税が課税世帯の方は対象外、出産後は申込み不可
市民税非課税世帯の対象者については83,000円の自己負担金あり

対象者	妊婦	担当課	保育・幼稚園課 TEL：6992-1661
-----	----	-----	-----------------------

守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊)概要版の掲載事業一覧表

大分類	名称	担当課	対象者	事業内容の文章(こども政策課とりまとめ案)
妊娠がわかったら	妊婦健康診査	健康推進課	妊婦	【内容】 ご自身やお腹の赤ちゃんのためにも健康に過ごし、妊娠に伴うリスクを軽減するため、妊婦健康診査(問診、内科診察、血液検査、HBs抗原検査、尿検査等)を積極的に受診しましょう。 母子健康手帳の交付を受けた際にお渡しした妊婦健康診査受診券・補助券を使って、妊娠中に14回公費負担(一部自己負担有り)で健康診査を受けられます。 (※妊婦健康診査を受診するときは、母子健康手帳を忘れないようにしてください。)
妊娠がわかったら	妊婦歯科健康診査	健康推進課	妊婦	【内容】 プレパパプレママ教室と同日に、事前予約制で無料の妊婦歯科健康診査を実施しています。 虫歯や歯周病は妊娠中に悪化しやすく、特に歯周病は早産や低体重児出産の原因となります。また、胎児の発育や子どもの虫歯の発生にも関わると言われています。ぜひ受診しましょう。 (※妊婦歯科健康診査のみの受診も可能です。)
妊娠がわかったら	プレパパプレママ(両親)教室	健康推進課	妊婦とその配偶者	【内容】 赤ちゃんのおふろの実習やパパの妊婦体験など、子育てに関する知識や情報を体験や交流をとおして学ぶことで、ママやパパの出産前からの子育て準備のお手伝いをします。 妊娠中の食生活や男性の育児参加の大切さについても考える機会となっています。 教室と同日に、妊婦歯科健康診査も実施しています。妊娠中は、普段よりも口腔ケアを念入りに行う必要があります。平日に開催している教室では、歯科衛生士によるブラッシングや口腔ケアについての実技指導があります。
妊娠がわかったら	分娩費の支給	保育・幼稚園課	妊婦	【内容】 保健上入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院して助産を受けることができない方に対して、分娩費を支給しています。 この制度を活用できる医療機関は指定の助産施設のみとなりますので、ご注意ください。 【【助成額】 分娩に要した費用 【申請の方法】 出産予定日の2ヶ月前に申込み 【申請に必要なもの】 ・母子手帳 ・国民健康保険証又は社会保険証 ・生活保護を受給している方は生活保護受給証明書 ・生活保護を受給していない方は市民税非課税証明書 【交付の時期】 助産施設からの分娩費の請求後、 【交付の方法】 助産施設が指定する金融機関の口座に振込み 【制限の有無】 生活保護を受給していない方又は市民税が課税世帯の方は対象外 出産後は申込み不可 市民税非課税世帯の対象者については83,000円の自己負担金あり。
赤ちゃんが生まれたら	妊産婦・新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問運動	健康推進課	生後4か月までの乳児・保護者	【内容】 助産師や保健師、看護師、民生委員・児童委員等が、妊産婦や赤ちゃんがいる家庭を訪問し、出産や育児などについてアドバイスや情報提供を行います。 1人目やご希望がある場合は、生後28日以内の赤ちゃんとそのお母さんを対象に、赤ちゃんの身体計測、発育状態等の保健指導、食事・授乳についての指導を行います。 2人目以降の場合でも、生後4か月までの赤ちゃんとそのお母さんを対象に、健康面や子育てに関するさまざまな不安や悩みを聞き、子育てについてのアドバイスや情報提供などを行います。 訪問員は訪問員証を持参のうえ、訪問します。
赤ちゃんが生まれたら	離乳食講習会	健康推進課	0歳の乳児の保護者	【内容】 離乳期の子どもがいる保護者を対象に、離乳食調理の実演や試食等を通して、離乳食の始め方や作り方などに関する講習を行います。 講習会は、前期と後期に分けて実施しており、前期では主に生後5～6か月頃の離乳食、後期では主に生後8か月前後の離乳食についての講習を行います。 受講には予約が必要です。予約の受付は健康推進課(市民保健センター)で行っています。
赤ちゃんが生まれたら	予防接種	健康推進課	予防接種法で定められた対象年齢の子ども	【内容】 子どもは発育とともに外出の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。お子さん自身で免疫をつくって病気を予防するために、予防接種を受けましょう。 予防接種法によって対象者や接種期間などが定められている定期接種は、委託医療機関(BCGのみ市民保健センター)で受けることができます。 (※委託医療機関以外で接種を希望される場合は、健康推進課(市民保健センター)へご連絡ください。) 4か月健康診査やBCG予防接種のときに予防接種手帳を配付しています。予防接種に必要な注意や説明が記載されているので、必ず接種前にお読みください。 予防接種を受けるときは、母子健康手帳を必ず持っていきましょう。
赤ちゃんが生まれたら	乳幼児の健康診査	健康推進課	0～5歳の乳幼児とその保護者	【内容】 病気の早期発見や発育状態の確認など、お子さんの健康状態を確認できるのはもちろん、普段気になっていることを医師などに相談できる機会ですので、受診しましょう。 お子さんの年齢に応じて、さまざまな健康診査があります。健康診査によって内容や目的が違いますので、全ての健康診査を受診しましょう。

大分類	名称	担当課	対象者	事業内容の文章(こども政策課とりまとめ案)
赤ちゃんが生まれたら	出産育児一時金	保険課	<p><国民健康保険の場合> 出産した被保険者がいる世帯の世帯主</p> <p><他の健康保険の場合> 出産した被保険者本人</p>	<p>【内容】 国民健康保険被保険者(健康保険の場合は被保険者または被扶養者)が出産した場合に、守口市国民健康保険(健康保険の場合は加入する保険者)から、出産育児一時金が支給されるものです。</p> <p>【助成額】 420,000円(※産科医療補償制度に登録していない医療機関での出産などの場合は404,000円)</p> <p>【申請の方法】 出産後、下記の申請に必要なものを持参の上、守口市役所保険課に申請してください。</p> <p>【申請に必要なもの】 出産費用の領収書、医療機関との直接支払制度に関する合意文書、被保険者証、印鑑</p> <p>【交付の時期】 ①医療機関との間で、直接支払制度(保険者が、出産育児一時金を医療機関に直接支払う制度)に合意していない場合や、②直接支払制度に合意した場合で、出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額に満たない場合は、守口市役所保険課での申請後に支給します。(②の場合は、出産にかかった費用と出産育児一時金との差額を支給) ※直接支払制度を利用する場合で、出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額を上回る場合は、守口市国民健康保険から医療機関に直接支払います。</p> <p>【交付の方法】 原則として、世帯主が指定する金融機関の口座に振込み</p> <p>【制限の有無】 無し (※他の健康保険の場合は内容が異なることがありますので、加入する保険者にお尋ねください。)</p>
赤ちゃんが生まれたら	低体重児の場合(未熟児養育医療)	子育て支援課	0歳の乳児とその保護者	<p>【内容】 身体の発育が未熟なままで生まれ、家庭保育が困難なため病院等に出生後引き続き入院を必要とする乳児に対して、その養育に必要な医療を給付しています。 なお、おむつ代、入院時の個室料との差額などの保険適用外のものについては、対象となりません。 ※住所や加入している健康保険証などが変わったときは、子育て支援課へ届け出てください。</p> <p>【対象者・詳細】 次のいずれかに該当する乳児が対象です。 ① 出生時の体重 2,000g以下 ② 生活力が特に薄弱であって、次に掲げる症状を示す乳児 ・一般状態・・・a:運動不安、けいれんがある /b:運動が異常に少ない ・体温・・・摂氏34度以下 ・呼吸器、循環器系・・・a:強度のチアノーゼが持続する、チアノーゼ発作を繰り返す /b:呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下 /c:出血傾向が強い ・消化器系・・・a:生後24時間以上排便がない /b:生後48時間以上嘔吐持続している /c:血性吐物、血性便がある ・黄疸・・・生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸がある(重症黄疸による交換輸血を含む。)</p> <p>※未熟児養育医療の承認期間は、医師の意見書に記載された診療予定期間の始期(初日)から、最長6か月間です。 なお、承認期間を超えて治療が必要と認められる場合は、医療機関から継続協議書を提出することにより、1歳の誕生日の前日までの範囲で継続が可能です。</p> <p>【助成額】 所得に応じた未熟児養育医療一部自己負担額に対して、福祉医療助成制度(子ども医療、ひとり親家庭医療、障害者医療)を適用した後の金額が、自己負担額となります。 なお、医療機関窓口での自己負担額はありますが、入院月の約4か月以降に守口市から送付する納入通知書により自己負担額を指定金融機関でお支払いいただきます。</p> <p>【申請の方法】 申請者は、対象者の親権を行う者(一般的には保護者)又は後見人であって、生計の中心となっている人(所得が高い人)です。 入院治療開始日から3週間以内に申請してください。入院治療開始日から、2か月を超えて申請した場合、申請日の2か月前までに受けた治療に対するの医療給付は対象外となります。 ※入院治療開始日から3週間以内であっても、退院後の申請は受け付けできません。</p> <p>【申請に必要なもの】 ・対象者の養育医療意見書(市指定の様式、指定養育医療機関の担当医師が記入) ・対象者の健康保険証のコピー ・誓約書 ・認印 ・世帯全員の課税証明書(いずれかの課税証明書において扶養されていることが明らかな人の分は不要です。以前から守口市にお住まいの人は、課税証明書が不要となる場合があります。) ・世帯員全員のマイナンバーがわかるもの、および申請者の本人確認書類(運転免許証など) ※顔写真のない本人確認書類の場合は、2種類(健康保険証及び年金手帳などの官公庁が発行する書類)必要です。</p> <p>【交付の時期及び方法】 申請した約4週間後に未熟児養育医療券を郵送します。</p> <p>【制限の有無】 医療機関は指定養育医療機関に限ります。詳しくはお問い合わせください。</p>
赤ちゃんが生まれたら	低体重児の場合(低体重児訪問指導)	健康推進課	0歳の乳児とその保護者	<p>【内容】 保健師や栄養士等が、低体重(2,500グラム未満)で生まれた赤ちゃんがいる家庭を訪問し、赤ちゃんの成長の見守りと、お母さんへ育児などについてアドバイスや情報提供を行います。 赤ちゃんの身体計測、発育状態等の保健指導、地域での育児についての助言や情報提供などを行います。</p>
赤ちゃんが生まれたら	【コラム】育児休業制度や男性の育児参加	こども政策課	-	<p>【内容】 <育児休業制度とは?> 1歳未満の子どもを育てるために、子どもの1歳の誕生日の前日までお休みを取ることができる制度で、父親でも母親でも取得できます。 さらに、保育所等の利用申し込みをしたが、入所できないなど一定の条件を満たす場合、子どもが1歳6か月になるまでお休みを延長することができます。 育児休業にはさまざまな種類があり、有効的に活用して、パパとママ一緒に子育てをしていきましょう。 <男性も育児参加しませんか?> ○パパ・ママ育休プラス 両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月まで父母それぞれ1年間、育児休業を取得できる特例です。 この特例の対象となるには、配偶者(事実上婚姻関係も含む)が子どもの1歳の誕生日の前日以前に育児休業を取得していることが要件となります。</p>

大分類	名称	担当課	対象者	事業内容の文章(こども政策課とりまとめ案)								
手当や助成について	不妊検査および不妊治療にかかる費用の助成	健康推進課	妊娠を望んでいる夫婦	<p>【内容】 不妊かどうか正しく判断し、適切な治療を受ける機会を支援することを目的に、不妊検査・治療に要する費用の一部を助成します。助成対象となる不妊検査・治療は以下のとおり。 【不妊検査】不妊症の診断のために医師が必要と認め一連の検査および不妊治療の効果を確認するための検査。医療保険適用の有無は問いません。 【不妊治療】一般不妊治療(タイミング療養、ホルモン療法、人工授精) ※平成28年4月1日以降に、医療機関において夫婦が共に受けた不妊検査・治療であること。 ※不妊検査開始から2年以内に受けた不妊検査・治療であること。</p> <p>【助成額】 不妊検査・治療に係る自己負担額の合計の2分の1(上限5万円、100円未満切捨て) ※1夫婦につき1回限り助成。</p> <p>【申請の方法】 助成対象となる不妊検査・治療が終了した日および不妊検査開始日から2年経過した日の翌日から起算して6か月以内に申請。</p> <p>【申請に必要なもの】 ①守口市不妊検査・治療費助成事業申請書兼請求書 ②守口市不妊検査・治療費助成事業に係る証明書 ③不妊検査・治療に要した費用の領収書および明細書 ④助成金振込先の確認ができる通帳写し(口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等が記載された頁) ⑤夫と妻の印鑑(朱肉を使用する印鑑、同一印可) ⑥夫婦が同一世帯でない場合、法的に婚姻していることを確認できるもの(戸籍一部事項証明書(戸籍抄本)または戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)等)</p> <p>【交付の時期】 申請を受理した月の翌月末日</p> <p>【交付の方法】 申請者が指定する金融機関の口座に振込み</p> <p>【制限の有無】 助成対象者・内容には一定の制限があります。詳しくはお問い合わせください。</p>								
手当や助成について	児童手当	子育て支援課	0歳～5歳までの乳幼児と小学生、中学生	<p>【内容】 生活の安定と子どもの健やかな成長に資することを目的に、中学校卒業までの子ども(15歳に達する日以後最初の3月31日まで)を養育している方に対して、手当が支給されます。公務員の方は勤め先から支給されます。 ※住所や氏名などがかわったとき、対象者の増減があったとき、転入を予定されているときは、子育て支援課へご連絡ください。</p> <p>【助成額】</p> <table border="0" data-bbox="964 1039 1291 1144"> <tr> <td>3歳未満</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降(3～12歳)</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>※所得制限超の世帯の子どもは一律5,000円です。 ※請求者が養育する子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)のうち、年長者から第1子・第2子・第3子と数えます。</p> <p>【申請の方法】 子どもが生まれた翌日から15日以内に、次の申請に必要なものをご準備の上、子育て支援課へ申請してください。 受給中の人は、毎年6月に現況届(年度更新)の手続きが必要です。市から現況届の案内を送付しますので、案内に基づき子育て支援課へ申請してください。 公務員の方は勤務先から支給されますので、勤務先へ手続きをしてください。</p> <p>【申請者】 対象者を養育している父母または父母に代わって対象者を養育している人のうち、生計の中心となっている人(所得が高い人)です。 対象者を養育していない場合は、児童手当の対象となりません。</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・請求者の通帳のコピー ・請求者の健康保険証(社会保険など)のコピー(国民健康保険の人は不要です。) ・請求者と配偶者の課税証明書(配偶者控除を受けている場合は、配偶者の課税証明書は不要です。以前から守口市にお住まいの人は、課税証明書が不要となる場合があります。) ・請求者と配偶者のマイナンバーがわかるもの、および申請者の本人確認書類(運転免許証など) <p>※顔写真のない本人確認書類の場合は、2種類(健康保険証及び年金手帳などの官公庁が発行する書類)が必要です。 ・その他の書類(別居監護申立書など)が必要となる場合があります。</p> <p>【交付の時期】 2月、6月、10月にそれぞれ前月までの4カ月分をまとめて支給します。支給日は各支給月の8日です。土・日・祝日の場合は、前日の平日が支給日です。</p> <p>【交付の方法】 申請者が指定する金融機関の口座に振込み</p> <p>【制限の有無】 所得制限があり、所得や扶養人数などにより手当額はかわります。 また、次のいずれかにあてはまる場合は、児童手当の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親に預けられているとき。 ・児童福祉施設に入所(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く。)しているとき。 	3歳未満	15,000円	3歳以上	10,000円	第3子以降(3～12歳)	15,000円	中学生	10,000円
3歳未満	15,000円											
3歳以上	10,000円											
第3子以降(3～12歳)	15,000円											
中学生	10,000円											

大分類	名称	担当課	対象者	事業内容の文章(こども政策課とりまとめ案)
手当や助成について	子どもの医療費の助成	子育て支援課		<p>【内容】 子どもの健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的に、通院や入院をした場合に、医療費の一部を助成しています。 なお、次のような費用は助成対象となりません。 ・入院時の個室料との差額 ・診断書などの文書料及び往診を受けたときの車代 ・水薬や目薬を受けたときのビン等の容器代 ・健康診断、予防接種及び一般検診の費用 ・保険で認められない新薬、新療法あるいは歯科での特殊治療の費用など ※住所や加入している健康保険証などがかわったときは、健康保険証と子ども医療証を持参の上、子育て支援課へ届け出てください。</p> <p>【対象者】 中学校卒業までの子ども(15歳に達する日以後最初の3月31日まで) ※次のいずれかにあてはまる場合は、子ども医療費助成制度の対象となりません。 ・生活保護法により保護を受けている人 ・児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている人 ・身体障がい者及び知的障がい者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成の支給を受けることができる人</p> <p>【助成額】 1医療機関あたり月2日を限度とし、入・通院各1日につき最大500円の一部自己負担額が必要です。 ※ただし、同一月の一部自己負担額の合計が2,500円を超えた場合、後述の請求手続により超過分を支給します。 入院時の食事療養費、および院外処方箋による薬局については、一部自己負担額はありませぬ。</p> <p>【助成方法】 大阪府内の医療機関で受診する場合は、窓口で健康保険証と子ども医療証を提示する事により、助成を受けることができます。 大阪府外の医療機関で受診する場合は、子ども医療証は使用できません。健康保険証を提示し医療費をお支払いください。後述の請求手続により、一部自己負担額を差し引いた金額を指定された口座に振り込みします。</p> <p>【申請の方法】 診療月の翌月以降に次のものを持参の上、子育て支援課で手続きしてください。 ・印鑑 ・対象者の健康保険証 ・自己負担額等記載の領収書(患者名/診療点数/医療費/領収金額/診療年月日/入院時食事療養費が記載されたもの) ・対象者の保護者の通帳(ただし、ゆうちょ銀行の場合は振込番号がないと取り扱いできません。) ・対象者の子ども医療証 ・家族療養付加金給付、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額からそれらを差し引いて計算されます。</p> <p>【申請に必要なもの】 ・対象者の健康保険証(お子さんのお名前のもの) ・対象者が就学前児童の場合、保護者の課税証明書(配偶者控除を受けている場合は、配偶者の課税証明書は不要です。 (以前から守口市にお住まいの人は、課税証明書が不要となる場合があります。))</p> <p>【医療証の有効期間】 申請した月の月初めから中学校卒業(15歳に達する日以後最初の3月31日)まで有効の子ども医療証を交付します。</p> <p>【交付の方法】 窓口で申請した場合は、窓口にて子ども医療証を交付します。 郵送で申請した場合は、申請書が届いた翌日に子ども医療証を郵送します。</p> <p>【制限の有無】 無し</p>
認定こども園・幼稚園 保育所等について	認定こども園・幼稚園・保育所等への入園方法(入園の手続・流れ)	保育・幼稚園課	0～5歳の子どもとその保護者	<p>【内容】 施設の種別により申込期間および申込先が異なりますのでご注意ください。 ○認定こども園(保育所部分)・市立保育所・私立保育園・小規模保育事業所 ・年度当初(4月)の入園(所)申込みについては、保育・幼稚園課窓口にてお申し込みください。なお、申込み期間および方法等については、広報および市ホームページにてお知らせします。 ・年度途中については、随時、保育・幼稚園課窓口にてお申し込みください。 ○認定こども園(幼稚園部分)・市立幼稚園および私立幼稚園 各施設に直接お問い合わせいただき、お申し込みください。 ○施設の利用に関するご相談 また、市では施設に関する情報や地域の子育てに関する情報の提供も行っており、必要なサービスが円滑に利用できるよう支援します。</p>
認定こども園・幼稚園 保育所等について	延長保育	保育・幼稚園課	0～5歳の子ども	<p>【内容】 保護者の就労形態の多様化による保育の需要に対応するため、認定こども園や保育所等で在園児に対して通常の保育時間を超えた保育を行っています。 ※延長保育の有無や時間、料金については、各施設で異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。☎:(各施設の連絡先は「P●●」へ)</p>
認定こども園・幼稚園 保育所等について	病児保育	保育・幼稚園課	0～5歳の子ども	<p>【内容】 保育を必要とする子どもが病気や病気の回復期のため、集団保育が困難な場合であっても必要な保育を提供できる園があります。 病児保育を実施している園は、「P●●」参照。詳しくは実施園へ直接お問い合わせください。☎:(各施設の連絡先は「P●●」へ)</p>

守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊)概要版の掲載事業一覧表

大分類	名称	担当課	対象者	事業内容の文章(こども政策課とりまとめ案)
認定こども園・幼稚園 保育所等について	子育て相談	保育・幼稚園課	0～5歳の子どもの保護者	【内容】 認定こども園、幼稚園および保育所では、在園児の保護者だけでなく、小さなお子さんがある保護者の子育て相談を行っています。 育児に不安や負担を感じるなど子育てに関する悩みについてお気軽にご相談ください。 詳しくは、各施設にお問い合わせください。☎:(各施設の連絡先は「P●●」へ)
認定こども園・幼稚園 保育所等について	私立幼稚園の利用者に対する補助(私立幼稚園就園奨励費)	保育・幼稚園課	満3歳児、3～5歳児	【内容】 市内にお住まいの方で私立幼稚園に通うお子さんがいる保護者を対象に、その所得に応じて保育料および入園料の一部を補助します。 なお、交付限度額があります。申請書類は私立幼稚園を通じて配付します。 【助成額】 0円～308,000円(世帯の市民税額により変動。入学金と保育料が限度額になります。) 【申請の方法】 就園する園を通じて申請 【申請に必要なもの】 当該年度の1月1日以降に守口市へ転入の場合は転入前の市町村が発行する課税証明書 【交付の時期】 毎年、11月末日と3月末日 【交付の方法】 申請者が指定する金融機関の口座に振込み 【制限の有無】 世帯の市民税額により変動。入学金と保育料が限度額になります。
認定こども園・幼稚園 保育所等について	私立幼稚園の利用者に対する補助(私立幼稚園保護者補助金及び拡充分)	保育・幼稚園課	満3歳児、3～5歳児	【内容】 市内にお住まいの方で市内の私立幼稚園に在園する満3歳児、3～5歳児の保護者を対象に補助します。なお、補助金には交付限度額があります。 【助成額】 ・保護者補助金 23,000円(世帯の市民税額により変動。入学金と保育料が限度額になります。) ・拡充分 満3歳、3歳児 75,600円-就園奨励補助金(就園奨励費が75,600円を超える場合は0円) 4歳～ 108,000円-就園奨励補助金-保護者補助金(就園奨励補助金と保護者補助金が108,000円を超える場合は0円) 【申請の方法】 就園する園を通じて申請 【申請に必要なもの】 当該年度の1月1日以降に守口市へ転入の場合は転入前の市町村が発行する課税証明書 【交付の時期】 毎年、11月末日と3月末日 【交付の方法】 申請者が指定する金融機関の口座に振込み 【制限の有無】 世帯の市民税額により変動。入学金と保育料が限度額になります。
認定こども園・幼稚園 保育所等について	【コラム】認定こども園ってなあに？	こども政策課	-	【内容】 ○就学前の教育と保育を一体的に行う施設です。 ○幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行います。 ○認定こども園を利用できるのは、0～5歳のお子さんです。 (0～2歳のお子さんが通園する場合は、保育の必要性の認定を市から受ける必要があります。) ☆3つのポイント☆ 1. 保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳のどのお子さんも、就学前の教育と保育を一緒に受けます。 2. 保護者が働かなくなった等、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。 3. 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どもご家族も、子育て相談や親子の交流の場等に参加できます。
一時的に保育支援を受けたいとき	一時預かり	保育・幼稚園課	0～5歳の子ども	【内容】 認定こども園、幼稚園および保育所において、保護者の就労や体調不良、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で、一時的に昼間の保育が困難な場合に、必要な保育を提供しています。 認定こども園や幼稚園および保育所に通園していない方でも利用できます。 詳しくは、各施設にお問い合わせください。
一時的に保育支援を受けたいとき	ファミリー・サポート・センター	子育て支援センター	乳児(3か月頃)～小学校6年生までの子ども	【内容】 一時的に子どもを預かってほしい人(依頼会員)と子どもを預かることができる人(協力会員)が会員となり、両者の希望をファミリー・サポート・センターが調整し、会員同士による育児の援助活動を行っています。 保護者が就労や病気等により一時的に預かって欲しい時だけでなく、認定こども園や幼稚園、保育所、習い事等への送迎にもご利用いただけます。ただし、子どもが病気のときはご利用いただけません。 ○対象年齢…生後3か月から小学校6年生まで ○利用料金…平日7:00～20:00 1時間あたり700円 ○土日祝や年末年始、上記以外の時間帯 1時間あたり800円 ○受付日時…月曜日～土曜日9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

大分類	名称	担当課	対象者	事業内容の文章(こども政策課とりまとめ案)
一時的に保育支援を受けたいとき	ショートステイ、トワイライトステイ	保育・幼稚園課	0～5歳の子ども	<p>【内容】 保護者の就労や体調不良、出産、出張、育児不安等の理由で夜間の保育が困難な場合に、宿泊を伴う場合も含め、必要な保育を一時的に提供しています。 (※平成28年度中に開始予定です。詳細については、決まり次第、市ホームページにて掲載します。)</p>
小・中学生になったら	入学までのながれ	1	就学予定の5歳児及び小学校6年生	<p>【小学校】 ○就学時健康診断 入学する年の前年の10月頃に就学時健康診断の通知書を自宅に郵送します。 健康診断は11月に実施しており、原則、通知書に記載のある指定小学校での受診となりますが、他の小学校での受診も可能です。 ○就学通知書 1月末頃に就学通知書を自宅へ郵送します。 就学通知書には、入学指定校や入学式及び入学説明会の日時などが記載されています。 就学通知書下部の就学届に必要な事項を記入のうえ、入学説明会での提出をお願いします。 【中学校】 ○就学時健康診断 中学校就学時は、ありません。 ○就学通知書 1月末頃に、守口市立小学校に通う児童には、学校を通じて就学通知書を配付します。 私立小学校に通っている場合は、自宅へ郵送します。就学通知書には、入学指定校や入学式及び入学説明会の日時などが記載されています。 就学通知書下部の就学届に必要な事項を記入のうえ、守口市立小学校に通う児童は、在籍小学校への提出をお願い致します。 私立小学校に通う場合は、入学指定中学校への提出をお願いします。 ※次のような場合には、お問い合わせください ・就学通知書が届かない場合 ・就学通知書にも記載のある下記の注意事項に該当する場合 1. 病虚弱、その他やむを得ない事由のため就学困難な場合 2. 国立・私立の学校へ就学される場合 3. 本書に記載誤りがある場合、又は就学通知書の受けとり後住所を変更された場合 4. 次の事由により、就学校の指定の変更について申立をする場合 (1) 学年途中の住所異動予定 (2) 一時移転 (3) 教育的配慮(身体的理由や、いじめ等具体的な理由がある場合) ・事情により指定された学校の変更を希望する場合 ・病気やそのほかの理由で入学について心配なことがある場合 ・外国籍の方で、守口市立学校への就学を希望する場合 【転校の手続き】 校区外に住所を変更した場合は、転校の手続きが必要となります。 ○転入の場合 総合窓口課で転入届を提出すると、就学通知書が発行されます。 転校前の学校で発行された在学証明書・教科書給与証明書などの必要な書類と併せて転校後の学校に提出してください。 ○転出の場合 総合窓口課で転出届を提出すると、就学通知書が発行されます。 現在通学している学校で在学証明書・教科書給与証明書などの必要な書類を受けとり、新住所地に提出してください。</p>
小・中学生になったら	就学指導	学校教育課	次年度就学予定の5歳児及び小学校6年生	<p>【内容】 障がいなどを理由に、特別な配慮を必要とする子どもの入学や教育について心配や不安のある場合に、就学に向けての相談を受け付けています。 相談は随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。 必要に応じて関係機関とも連携しており、就学後の支援についても学校との連携を図っています。</p>
小・中学生になったら	もりぐち児童クラブ(入会児童室・登録児童室)	放課後こども課	小学校1～3年生	<p>【内容】 児童が放課後等に学校の施設を利用して、安全かつ安心して過ごせる環境を作り、遊びを中心に異年齢児童間の交流活動を育成し、児童の創造性・自主性及び協調性を育み、児童の健全な成長発達を図るため、もりぐち児童クラブ事業を実施しています。 この児童クラブには、「登録児童室」と「入会児童室」の二つの機能があり、それぞれに専用室を設置しており、活動場所は対象校の運動場・体育館・図書室等や近隣の公共施設です。 <入会児童室> 保護者が就労等(月のうち15日以上でその状態が3ヶ月以上続く状態)で児童の保護育成ができない場合に専任のパートナーを配置し、安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供しており、登録児童室とも季節等に応じた様々なプログラムを連携して実施しています。 ○利用時間…月曜日～金曜日 午後1時～午後6時まで、土曜日 午前9時～午後5時、三期休業等 午前8時30分～午後6時 ○利用料金…基本開設(月曜日～金曜日の利用)児童1人月額5,400円、土曜開設(土曜日の利用)児童月額1,500円 (※減免制度あり) 【登録児童室】 子どもの預かりの場としてではなく、各家庭の責任で利用することを基本とした自主的な遊びの場を提供しており、入会児童室とも季節等に応じた様々なプログラムを連携して実施しています。 ○利用時間…月曜日～金曜日 午後1時～午後5時まで、土曜日 午前9時～午後5時、三期休業等 午前9時～午後5時 ○利用料金…無料</p>

守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊)概要版の掲載事業一覧表

大分類	名称	担当課	対象者	事業内容の文章(こども政策課とりまとめ案)
小・中学生になったら	就学援助費	学校教育課	市立小・中学校に通う子ども(の保護者)	<p>【内容】 経済的理由によって不就学とならないよう児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を援助する。</p> <p>【助成額】 小学校分 H27年度支給額 学用品費及び通学用品費 11,420円、新入学児童生徒学用品費 20,470円、給食費 実費、校外活動費 1,550円を限度、林間・臨海学校費 3,570円を限度、修学旅行費 21,190円を限度、通学費 実費 H28年度支給額 学用品費及び通学用品費 11,420円、新入学児童生徒学用品費 20,470円、給食費 実費、校外活動費 1,570円を限度、林間・臨海学校費 3,620円を限度、修学旅行費 21,490円を限度、通学費 実費</p> <p>【申請の方法】 在籍する学校若しくは教育委員会に申請。</p> <p>【申請に必要なもの】 住民登録及び課税台帳を閲覧することで、世帯状況や収入・所得を確認しているため、原則として不要です。 ただし、確認できない場合は別途必要書類の提出を求めます。</p> <p>【交付の時期】 9月中旬(4月～7月分)、12月中旬(8月～11月分)、3月中旬(12月～3月分)</p> <p>【交付の方法】 保護者が指定する金融機関の口座もしくは学校長口座へ振込み。</p> <p>【制限の有無】 所得制限あり。就学援助費の認定基準額以下の者。</p>
小・中学生になったら	【コラム】小中一貫教育とは???	学校教育課	-	別紙参照。
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭のための相談	子育て支援課	母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父	<p>【内容】 母子家庭、父子家庭の親等の経済的自立、福祉制度の利用、生活全般における悩みごとなどの相談や情報提供を行っています。また、離婚前相談も行っています。 随時、窓口で対応します。(事前に電話予約要)</p>

大分類	名称	担当課	対象者	事業内容の文章(こども政策課とりまとめ案)
ひとり親家庭への支援	児童扶養手当	子育て支援課	0～18歳までの子ども(一部20歳まで)	<p>【内容】 生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に、父または母と生計を同じくしていない等の子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日まで。子ども本人に一定の障がいがある場合は20歳未満)を養育している方に対して、手当が支給されます。 ※父(母)、養育者または子どもが公的年金等を受けられる場合、児童扶養手当は受給できませんでしたが、法改正により平成26年12月分から公的年金等が児童扶養手当額より低額であれば、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。該当する人は、申請に必要なものをご準備の上、子育て支援課へ申請してください。 ※公的年金等とは、国民年金法や厚生年金保険法などによる老齢年金、遺族年金、障害年金、労働災害補償保険法による労災年金などの公的年金、労働基準法による遺族補償などです。 ※住所や氏名などが変わったときは、子育て支援課へご連絡ください。</p> <p>【助成額】 1人目 全部支給(月額) 42,330円 / 一部支給(月額) 42,320円～9,990円 2人目 5,000円を加算 3人目以降 1人増える毎に 3,000円を加算 一部支給は所得に応じて月額42,320円～9,990円(対象者1人の場合)の間で10円きざみの額となります。 ※ 支給金額は「物価スライド制」の適用により改定されることがあります。 ※ 平成28年8月から2子加算及び3子以降加算について改定が予定されています。</p> <p>【申請の方法】 離婚等により対象となった時に次の申請に必要なものをご準備の上、子育て支援課へ申請してください。 受給中の人は、毎年8月に現況届(年度更新)の手続きが必要です。市から現況届の案内を送付しますので、案内に基づき子育て支援課へ申請してください。</p> <p>【対象者、及び請求者】 次のいずれかの条件にあてはまる18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども(政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満)を監護して言える父(母)、または父(母)に代わって子どもを養育している人(子どもと同居し、監護し、生計を維持している人) ・ 父母が婚姻を解消した子ども ・ 父(母)が死亡した子ども ・ 父(母)が政令で定める程度の障がいの状態にある子ども ・ 父(母)の生死が明らかでない子ども ・ 父(母)から引き続き1年以上遺棄している子ども ・ 父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども ・ 父(母)が法令により1年以上拘禁されている子ども ・ 母が婚姻によらないで出産した子ども なお、次のいずれかにあてはまる場合は、児童扶養手当を受給することができません。 (1)父(母)、養育者または子どもが日本に住んでいないとき (2)子どもが里親に委託されているとき (3)父(母)と生計を同じくしているとき (但し、父(母)が政令で定める程度の障がいの状態にあるときを除きます。) (4)父(母)の配偶者に養育されているとき (配偶者には、内縁関係にある者を含み、障がいの状態にある者を除きます。) (5)児童が児童福祉施設に入所しているとき。 (母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く。) (6)平成15年3月31日時点で、手当の支給要件に該当するようになった日から起算して、5年を経過しているとき</p> <p>【申請に必要なもの】 ・ 認印 ・ 請求者と対象者の戸籍謄本 ・ 請求者の通帳コピー ・ 請求者の課税証明書(以前から守口市にお住まいの人は、課税証明書が不要となる場合があります。) ・ 世帯員全員及び同住所の扶養義務者(請求者の父母・兄弟姉妹等)のマイナンバーがわかるもの、および請求者の本人確認書類(運転免許証など) ※顔写真のない本人確認書類の場合は、2種類(健康保険証及び年金手帳などの官公庁が発行する書類)が必要です。 ・ その他の書類(別居監護申立書など)が必要となる場合があります。</p> <p>【交付の時期】 4月、8月、12月にそれぞれ前月までの4カ月分をまとめて支給します。支給日は各支給月の11日です。土・日・祝日の場合は、前日の平日が支給日です。</p> <p>【交付の方法】 申請者が指定する金融機関の口座に振込み</p> <p>【制限の有無】 所得制限があり、所得や扶養人数などにより手当額は変わります。</p>

大分類	名称	担当課	対象者	事業内容の文章(こども政策課とりまとめ案)
ひとり親家庭への支援	ひとり親医療費の助成	子育て支援課	0～18歳までの子どもとその保護者	<p>【内容】 生活の安定と子どもの健全な育成を図ることを目的に、通院や入院をした場合に、医療費の一部を助成しています。 なお、次のような費用は対象となりません。 ・入院時の個室料との差額 ・診断書などの文書料及び往診を受けたときの車代 ・水薬や目薬を受けたときのビン等の容器代 ・健康診断、予防接種及び一般検診の費用 ・保険で認められない新薬、新療法あるいは歯科での特殊治療の費用など 対象者のうち、公的年金を受給している人は、毎年10月に年度更新の手続きが必要です。市から年度更新の案内を送付しますので、子育て支援課へ申請してください。 なお、対象者のうち、児童扶養手当を受給している人で、毎年8月の児童扶養手当にかかる年度更新をした場合は、ひとり親家庭医療証の年度更新は不要です。 住所や加入している健康保険証などがかわったときは、健康保険証とひとり親家庭医療証を持参の上、子育て支援課へ申請してください。</p> <p>【助成額】 ・1医療機関あたり月2日を限度とし、入・通院各1日につき最大500円の一部自己負担額が必要です。 ※ただし、同一月の一部自己負担額の合計が2,500円を超えた場合、後述の請求手続きにより超過分を支給します。 ・入院時の食事療養費、および院外処方箋による薬局については、一部自己負担額はありませぬ。 ※中学校卒業までの子どもの場合、入院時の食事療養費にかかる自己負担額は子ども医療費助成制度で助成できます。</p> <p>【対象者】 ① ひとり親家庭の子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日まで) ② ①の子どもを監護する父又は母 ③ ①の子どもを養育する養育者 ※次のいずれかにあてはまる場合は、ひとり親家庭医療費助成制度の対象となりません。 ・生活保護法による保護を受けている人 ・身体障がい者及び知的障がい者医療費助成、老人医療費助成の支給を受けることができる人 ・児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている人 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人</p> <p>【申請の方法】 診療月の翌月以降に次のものを持参の上、子育て支援課で手続きしてください。 ・印鑑・対象者の健康保険証・自己負担額等記載の領収書(患者名/診療点数/医療費/領収金額/診療年月 日/入院時食事療養費が記載されたもの) ・対象者の保護者の通帳(ただし、ゆうちょ銀行の場合は振込番号がないと取り扱えません。) ・対象者のひとり親家庭医療証 ・家族療養付加金給付、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額からそれらを差し引いて計算されます。</p> <p>【申請に必要なもの】 対象者のうち、児童扶養手当を受給している人 ・対象者全員の健康保険証 ・児童扶養手当証書 対象者のうち、公的年金を受給している人 ・対象者全員の健康保険証 ・世帯全員の年金証書 ・年金支払通知書又は支払明細が記載された預金通帳 ・認印 ・対象者全員の戸籍謄本 ・世帯全員の住民票 ・申請者、扶養義務者の課税証明書(以前から守口市にお住まいの人は、課税証明書が不要となる場合があります。)</p> <p>【交付の時期】 申請を行った翌日にひとり親家庭医療証を郵送します。</p> <p>【医療証の有効期間】 ひとり親になった日、対象者の子ども医療証を使用した翌日、健康保険加入日のいずれか最後の日から10月31日まで有効のひとり親家庭医療証を交付します。 ※月をまたいで申請した場合は、資格取得日は申請した月の月初めです。(児童扶養手当の審査期間は除く)</p> <p>【助成の方法】 大阪府内の医療機関で受診する場合は、窓口で健康保険証とひとり親家庭医療証を提示する事により、助成を受けることができます。 阪府外の医療機関で受診する場合は、ひとり親家庭医療証は使用できません。健康保険証を提示し医療費をお支払いください。後述の請求手続きにより、一部自己負担額を差し引いた金額を指定された口座に支給します。</p> <p>【制限の有無】 所得制限があり、所得や扶養人数などにより、ひとり親家庭医療費助成制度の対象とならない場合があります。</p>
ひとり親家庭への支援	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	子育て支援課	母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父	<p>【内容】 経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることを目的に、母子家庭の母、寡婦および父子家庭の父に対して、経済的な自立や子どもの就学等で資金の貸付が必要な場合に、資金の貸付や返還の相談に応じます。 子どもの修学資金、ひとり親家庭の親・寡婦への生活資金や技能習得資金など</p> <p>【助成額】 貸付資金の種類により異なります</p> <p>【申請の方法】 子育て支援課相談係に相談、申請</p> <p>【申請に必要なもの】 申請書、戸籍謄本、住民票、課税証明、個人番号カードその他申請される貸付資金や申請者の収入により提出していただく書類があります。</p> <p>【交付の時期】 相談は随時受付していますが、貸付資金により交付の時期は異なります。</p> <p>【交付の方法】 大阪府より決定通知が交付されます。</p> <p>【制限の有無】 対象には一定の制限があります。詳しくはお問い合わせください。</p>

守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊)概要版の掲載事業一覧表

大分類	名称	担当課	対象者	事業内容の文章(こども政策課とりまとめ案)
ひとり親家庭への支援	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	子育て支援課	0歳から20歳未満の子どものいる母子家庭の母、父子家庭の父	<p>【内容】 母子家庭の母や父子家庭の父が自主的に自立のために職業能力の開発(職業訓練)を行えるように、事前相談を通じて指定した講座を受講した後に、訓練給付金を支給します。</p> <p>【助成額】 支払った金額の2割に相当する額で上限10万円。ただし4000円を超えない場合は対象外</p> <p>【申請の方法】 ①受講前に希望する講座の指定申請をします。 ②「対象講座指定通知書」を受け取ります。 ③対象講座を受講します。 ④講座修了後1カ月以内に「自立支援教育訓練給付金支給申請書」を提出</p> <p>【申請に必要なもの】 支給申請書、戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し、住民票、対象講座指定通知書、教育訓練修了証、教育訓練経費の領収書</p> <p>【交付の時期】 随時</p> <p>【交付の方法】 申請者が指定する金融機関の口座に振込み</p> <p>【制限の有無】 児童扶養手当の支給を受けている又は、同様の所得水準であること。以前に訓練給付金を受給したことのない人</p>
ひとり親家庭への支援	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	子育て支援課	0歳から20歳未満の子どものいる母子家庭の母、父子家庭の父	<p>【内容】 母子家庭の母、または父子家庭の父が就職や転職に有利な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合、その修業期間中の生活を支援するため支給されます。また、修了後、修了支援給付金が支給されます。</p> <p>【助成額】 訓練促進給付金 課税世帯70,500円 非課税世帯100,000円 修了支援給付金 課税世帯25,000円 非課税世帯50,000円</p> <p>【申請の方法】 子育て支援課相談係にて相談・申請</p> <p>【申請に必要なもの】 申請書、戸籍謄本、住民票、児童扶養手当証書の写しまたは課税証明、在籍証明、養成機関の内容がわかるもの</p> <p>【交付の時期】 修業期間の全期間。申請のあった月から支給(最大36ヵ月)</p> <p>【交付の方法】 交付決定通知後、在籍証明を付けて請求</p> <p>【制限の有無】 対象資格や児童扶養手当を受給している、または、同様の所得制限あり</p>
障がい児への支援	わかくさ・わかすぎ園	わかくさ・わかすぎ園	0～5歳の子どもとその保護者	<p>【内容】 身体や知的な発達の遅れのある子どもたちに、保育や療育訓練、機能回復の訓練、日常生活における基本的な(食事や排せつなど)動作の指導、発達を促す遊びの指導、集団生活への適応指導を行っています。また、医療相談や発達相談、進路指導などを行うとともに、関係機関や地域と連携をとりながら、子どもたちやその家族が安心して暮らしていけるように援助していきます。</p> <p>親子通園クラスと単独通園クラスがあり、子どもの年齢や心身の状態、家庭の状況、に応じて通園します。</p> <p>○休園日 : 土・日曜日祝祭日と12月29日～1月3日 ○保育時間: 8:30～14:30(通園バスによる送迎時間を含む) ○通園方法: 送迎バスがあります</p>
障がい児への支援	放課後等デイサービス	障害福祉課	18歳未満	<p>【内容】 放課後等デイサービスでは、就学以降の障がい児に対し、放課後や夏休みなどの長期休業中における居場所を提供し、生活能力向上のための訓練等を実施します。</p>
障がい児への支援	障がい福祉サービス	障害福祉課	18歳未満	<p>【内容】 障がいの状況や家庭の状況等により、居宅介護(ホームヘルプ)や移動支援事業(ガイドヘルプ)、短期入所(ショートステイ)などの福祉サービスを実施し、障がいのある子どもの地域生活を支援していきます。</p>

大分類	名称	担当課	対象者	事業内容の文章(こども政策課とりまとめ案)
障がい児への支援	特別児童扶養手当	子育て支援課	0～20歳未満の子ども	<p>【内容】 精神または身体に障がいをもつ20歳未満の子どもの福祉の増進を図ることを目的に、その子どもを養育している方に対して、手当が支給されます。 ※ 市内転居や転出入の場合等は、子育て支援課までご連絡ください。</p> <p>【対象者】 20歳未満で、「政令で規定する障がいの状態」にある子ども 次のいずれかにあてはまる場合は、特別児童扶養手当の対象となりません。 ・日本に住んでいないとき ・児童福祉施設、障がい者福祉施設に入所しているとき(母子生活支援施設、保育所を除く。) ・障がいを事由とする公的年金を受けられるとき ※住所や障がいの程度などが変わったときは、子育て支援課へご連絡ください。</p> <p>【助成額】 1級 (月額)51,500円 2級 (月額)34,300円 ※ 支給金額は「物価スライド制」の適用により改定されることがあります。</p> <p>【申請の方法】 事前にご相談いただき、次の申請に必要なものをご準備の上、子育て支援課へ申請してください。 受給中の人は、毎年8月に所得状況届(年度更新)の手続きが必要です。市から所得状況届の案内を送付しますので、案内に基づき子育て支援課へ申請してください。</p> <p>【請求者】 対象者を養育している父母、または父母に代わって対象者を養育している人のうち、生計の中心となっている人(所得が高い人)です。 請求者が日本に住んでいないときは特別児童扶養手当の対象となりません。</p> <p>【申請に必要なもの】 ・医師の診断書(府指定の様式、なお身体障がい者手帳、療育手帳をお持ちの人は、診断書を省略できる場合がありますので、子育て支援課へご相談ください) ・請求者と対象者の戸籍謄本 ・世帯全員の住民票 ・認印 ・請求者の通帳コピー ・世帯員全員、および同住所の扶養義務者(請求者の父母・兄弟姉妹等)のマイナンバーがわかるもの、および申請者の本人確認書類(運転免許証など) ※顔写真のない本人確認書類の場合は、2種類(健康保険証及び年金手帳などの官公庁が発行する書類)が必要です。 ・その他の書類(別居監護申立書など)が必要となる場合があります。</p> <p>【交付の時期】 4月、8月、11月に4カ月分をまとめて支給します。支給日は各支給月の11日です。土・日・祝日の場合は、前日の平日が支給日です。</p> <p>【交付の方法】 申請者が指定する金融機関の口座に振込み</p> <p>【制限の有無】 所得制限があり、所得や扶養人数などにより手当が支給されない場合があります。</p>
障がい児への支援	障害児福祉手当	障害福祉課	20歳未満 ①身体障がい者手帳1・2級相当の方 ②知的障害が最重度の方 ①②以外にも対象となる場合があります。(※詳細については障害福祉課までお問い合わせください。)	<p>【内容】 重度の障がいのため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳未満の在宅の障がい児に対して手当を支給します。</p> <p>【助成額】 月額14,480円(平成27年4月1日時点) ※物価スライド制の適用にて改定される場合があります。 ※平成28年4月分より月額14,600円</p> <p>【申請の方法】 各種申請書類などを障害福祉課へ提出 ※申請日の翌月分より支給</p> <p>【申請に必要なもの】 障害児福祉手当認定請求書、所定の診断書(不要な場合あり)、各種手帳、印鑑、本人名義の銀行通帳、所得状況届 など</p> <p>【交付の時期】 2月、5月、8月、11月の年4回に分けてそれぞれ前月までの手当をまとめて支給します。</p> <p>【交付の方法】 申請者が指定する金融機関の口座へ振込み</p> <p>【制限の有無】 所得による制限、施設への入所、障がいを事由とする年金給付を受けている場合(詳しくはお問い合わせください。)</p>
子育てに悩んだら	子育て全般について(どこへ相談してよいか悩んだら)	子育て支援課(予定)	0～18歳までの子どもとその保護者	<p>【内容】 子育てに関する相談の総合窓口です。子育てに関することで、どこへ相談してよいかわからないという場合にご利用ください。 教育・保育に関する情報や地域子ども・子育て支援事業等に関する情報等の提供を行い、必要なサービスが円滑に利用できるよう支援します。</p>
子育てに悩んだら	子育て全般について(子どもについての悩みや問題について相談をしたいとき)	子育て支援課	0～18歳までの子どもとその保護者	<p>【内容】 子育ての不安やしつけなど、子どもに関するさまざまな問題についての相談を電話や来所で受け付けています。 悩みはひとりで抱え込まずに相談ください。 児童虐待の通告・相談の窓口です。 (同様の内容の相談を「大阪府子ども家庭センター」でもできる旨記載。)</p>
子育てに悩んだら	子育てに困ったとき(子育てに困ったとき)	保育・幼稚園課	0～5歳までの子どもとその保護者	<p>【内容】 各園(認定こども園、保育所、幼稚園)で、在園児に限らず園庭開放等の機会を通して、子育てについての相談を行っています。 詳しくは各施設に直お問い合わせください。☎:(各施設の連絡先は「P●●」へ)</p>

守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊)概要版の掲載事業一覧表

大分類	名称	担当課	対象者	事業内容の文章(こども政策課とりまとめ案)
子育てに悩んだら	子育てに困ったとき (子育てに困ったとき)	子育て支援センター	0～5歳までの子どもとその保護者	【内容】 子育てに困ったときや悩みがあるときなどに、子育てアドバイザーが面談や電話、FAX、メール等で相談に応じます。 必要に応じて専門相談員が対応します。 (予約制です。休業日(土日祝)はFAXやメールで相談を受け付けています。)
子育てに悩んだら	子育てに困ったら (子育てについて学びたいとき)	(公民館)	0～5歳までの子どもの保護者	【内容】 子育て講座やカフェにいるように子育てに関する悩みを相談し話し合う「ママカフェ」などを開催しています。 「ママカフェ」とは、子育ての悩みなどに子育て中の親の思いを語り合う集まりです。 参加者の悩みや課題に応じて保育士等のゲストスピーカーを招いたり、トークテーマ(子どもの自立と親が手をひく勇気 など)を決めて、参加者同士の話し合いの場を作っています。 開催案内は守口市広報に掲載していますので、お気軽にお申し込みください。
子育てに悩んだら	発達や健康の悩み	健康推進課	0～5歳の乳幼児	【内容】 子どもの健康のことや言葉の遅れなどの発達に関することで不安があるときなどは、電話や来所で相談を受け付けています。 乳幼児健康診査の結果等で経過観察が必要とされた場合や、子どもに発達の遅れがあるのではないかと心配なときもご連絡ください。
子育てに悩んだら	障がいについて	わかくさ・わかすぎ園	0～18歳までの子ども	【内容】 在園児に限らず、障がいのある子どもの発達や福祉サービスの利用等について相談・情報提供を行っています。 また、身体や知的な発達の遅れのある子ども及びその家族の福祉サービス(児童発達支援、保育所等訪問支援)を利用するために必要な利用計画の作成も行っています。 ○休園日 : 土・日曜日祝祭日と12月29日～1月3日 ○相談時間: 8:30～17:00
子育てに悩んだら	学校やいじめ、不登校に関する悩み (就学指導)	学校教育課	次年度就学予定の5歳児及び小学校6年生	【内容】 障がいなどを理由に、特別な配慮を必要とする子どもの入学や教育について心配や不安のある場合に、就学に向けての相談を受け付けています。 相談は随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。 必要に応じて関係機関とも連携しており、就学後の支援についても学校との連携を図っています。
子育てに悩んだら	学校やいじめ、不登校に関する悩み (教育相談事業)	教育センター	市立小・中学校に通う子どもとその保護者	【内容】 小・中学生や保護者等を対象にいじめや不登校、学習、特別支援教育等に関する相談を電話やメールで受け付けています。 相談内容により、教育専門相談やスクールカウンセラー等の臨床心理士等が対応する相談、また、学生フレンドや適応指導教室といった支援にもつなげます。 ☎:06-6997-0703 教育センター ○電話相談 ☎:06-6992-6346 ○いじめホットライン ☎:06-6992-0178 ○メール相談 soudan@moriguchi-osk.de.jp ○教育専門相談(要予約):相談の内容により、臨床心理士や家族療法家等の専門相談員が対応いたします。 ○スクールカウンセラー:各中学校区に配置された臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーが相談に対応します。 ☎お問い合わせは、各小・中学校でも受け付けています。 ○学生フレンド:心の悩みや不安で、外出や登校がしにくい小・中学生に対して、学生フレンド(学生ボランティア)が週一回程度家庭訪問等を行い、話し相手・相談相手となって、学校復帰に向けての支援を行います。 ☎お問い合わせは、各小・中学校でも受け付けています。
子育てに悩んだら	子どもの非行に関する悩み	枚方少年サポートセンター	0～18歳までの子ども	少年の問題行動等に関する相談に応じ、少年の非行防止や犯罪被害防止のため、助言や指導、立ち直り支援活動等を行っています。
地域の活動に参加したいとき	子育てサークル	子育て支援センター	0～5歳までの子どもと保護者	【内容】 守口市内には会館などを拠点にお母さんたちが自主的に集まって独自の工夫をこらした活動をしている子育てサークルがあります。子ども同士を遊ばせながら、子育てについての情報交換などを行っています。 子育てサークルの情報は、子育て支援センター内の情報コーナーの掲示板や「子育て支援センター機関紙0歳からの子育てつうしん『もりっこ』」に掲載しています。 『もりっこ』は、公民館・ムーブ21・エナジーホール・市民保健センター情報コーナー・児童センター・大日サービスコーナー・子育て支援センターにて配布しています。 子育てサークルに関するお問い合わせは、☎:06-6995-7833 子育て支援センターへ
地域の活動に参加したいとき	守口親まなびの会	生涯学習課	対象を限定しない	【内容】 親となる準備期の中学・高校生から子育て中の保護者や子育てを終えた人等までの幅広い世代を対象にした“親を楽しむワークショップ”(「守口親まなびの会」)を開催しています。 詳細は生涯学習課にお問い合わせください。
地域の活動に参加したいとき	地域でスポーツや文化活動に参加したい (文化活動がしたい)	スポーツ・青少年課	市立小・中学校に通う児童・生徒及び高校生 ※吹奏楽団は39歳まで	【内容】 守口市内には、守口市少年団、守口市少年少女合唱団、守口市青少年吹奏楽団、守口市ジュニアブラスバンド、守口市バトグループといった青少年団体があり、地域において発表会に向けて練習を重ねています。 募集や発表会の案内については守口市広報に案内を載せております。

守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊)概要版の掲載事業一覧表

大分類	名称	担当課	対象者	事業内容の文章(こども政策課とりまとめ案)
地域の活動に参加したいとき	地域でスポーツや文化活動に参加したい(スポーツがしたい)	スポーツ・青少年課	市立小・中学校に通う児童・生徒及び高校生	【内容】子どもたちがスポーツを通して、地域間や異年齢間の交流親睦を図りながら、心身ともに健やかに成長できるよう、青少年育成指導員が中心となって、こども親善スポーツ大会やこども会駅伝、こどもまつりなどを開催しています。詳細はスポーツ・青少年課にお問い合わせください。
地域の活動に参加したいとき	【コラム】子どもを守る地域活動	学校教育課	-	【内容】「見守り隊・声かけ隊」…PTAや地域のボランティアの協力のもと、市立小学校の登下校時に安全確保を行っています。「子どもを守る防犯声かけパトロール」…PTAや地域のボランティア、警察関係機関が年1回パトロール活動を行っています。
地域の活動に参加したいとき	【コラム】子どもを守る地域活動	スポーツ・青少年課	-	【内容】「こども110番の家」…子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めてかけ込むことができるように、地域の家庭・団体などが「こども110番の家」となって、旗を掲げています。「少年を守る店」…店が、非行のたまり場にならないように注意をしたり、青少年としてふさわしくない行動を見かけたときには「愛のひと声」をかけるなど、地域で子どもたちを見守っています。夜間見回りなどの街頭活動…青少年育成指導員が中心となって、地域住民や関係機関・団体が防犯や非行防止のため夜間の見回り活動を行っています。
親子で出かけよう	子育て支援センター	子育て支援センター	0～5歳までの子どもと保護者	【内容】安心して育児が行えるよう、親子で遊びながら親子同士で交流のできるフリースペースやイベントとして毎月あそびの広場や0歳親子の交流の場を開催しており、子育て講座や講演会なども行っています。また、認定こども園・幼稚園・保育所や子育てサークルなどの情報提供や子育て相談ができる場となっています。子育て支援センターは、月～土(日・祝・12月29日～1月3日は休館)の午前9時～午後5時までご利用できます。
親子で出かけよう	児童センター	子育て支援課	0～5歳までの子ども(保護者等同伴)、小学生	【内容】地域のレクリエーションセンターとして、子どもに健全で楽しい遊び場を提供するとともに、心身の発達向上を図り、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした施設です。児童センターには運動場や体育館のほか、授乳やおむつ交換ができる「赤ちゃんの駅」も設置しています。 ○対象年齢…保護者等が同伴する乳幼児および小学生 ○開館日時…毎週月曜日～土曜日 10:00～17:00(日曜日・祝日・12月29日～1月3日は休館) ○住所:守口市金田町1-4-1 ☎:06-6902-1006 市立児童センターへコール
親子で出かけよう	認定こども園や保育所、幼稚園など	保育・幼稚園課	0～5歳までの子どもと保護者	【内容】認定こども園、幼稚園および保育所において、園庭開放や子育て相談を実施しています。未就園児とその保護者との交流を図ってみませんか。守口市内では、一乗寺学園、土居ひまわりこども園、白鳩チルドレンセンター八雲中およびにしき認定こども園が地域子育て支援拠点事業を実施しており、子育て中の親が出会い、情報交換や相談ができる場としての機能を有し、子育てに関する情報提供や子育て講座・講演会などを行っています。上記以外の施設でも、園庭開放や子育て相談を実施するなど子育て支援事業を行っています。 ☎:(各施設の連絡先は「P●●」へ)
親子で出かけよう	親子で参加できる教室など(公民館)	(公民館)	0～5歳までの子ども、小学生	【内容】各施設において、親子を対象にした絵本の読み聞かせや子育て講座、夏休みや冬休みに子どもの工作教室やケーキづくり教室などを開催しています。講座の開催案内・対象については守口市広報に案内を載せておりますので、ご関心のある講座にお申し込みください。
親子で出かけよう	親子で参加できる教室など(ムーブ21)	生涯学習課	0～15歳までの子ども	【内容】ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)にて、夏休みファミリーフェスタ、子ども図書館司書1日体験教室、星空ウォッチング(大日公園天体観望会)など、子どもたちの学ぶ意欲を引き出すための体験学習を実施しています。開催案内・対象については、守口市広報に案内を載せております。
親子で出かけよう	親子で参加できる教室など(もりぐち歴史館「旧中西家住宅」)	生涯学習課	対象を限定しない	【内容】もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、かるた会やひな祭りなど四季折々の行事を開催し、子どもたちが伝統文化や芸術にふれる機会を提供しています。開催案内については守口市広報に案内を載せております。
親子で出かけよう	【コラム】赤ちゃんの駅	子育て支援センター	0～5歳までの子どもと保護者	【内容】赤ちゃんのいる家族が、安心して外出できる環境づくりの一環として、授乳やおむつ替えのできるスペースのある、保育所、幼稚園、商業施設など公共や民間の施設を「赤ちゃんの駅」として登録しています。登録施設は、授乳やおむつ替えが安心してできる設備になっており、無料で利用いただけます。 【利用方法】自由に利用できる一部の民間の商業施設等を除いて、各施設の職員の指示に従ってください。 【設置場所】設置場所には、「赤ちゃんの駅」のシンボルマーク(右記のマーク)の掲示プレートが設置されています。

守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊)概要版の掲載事業一覧表

大分類	名称	担当課	対象者	事業内容の文章(こども政策課とりまとめ案)
子どもが病気になった	休日・夜間診療所・緊急医療体制	健康推進課	-	<p>【内科・小児科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○守口市休日応急診療所(内科・小児科) 住所:守口市大宮通1-13-7 市民保健センター1階 / ☎:06-6998-9970 土曜日:18:00~20:30 / 日曜祝日:10:00~12:00 13:30~16:30 18:00~20:30 ○北河内夜間救急センター(小児科) 住所:枚方市禁野本町2-13-13 枚方市保健センター4階 / ☎:072-840-7555 毎日:(受付)20:30~翌日5:00 / (診療)21:00~翌日6:00 ○大阪市中央急病診療所(内科・小児科) 住所:大阪市西区新町4-10-13 / ☎:06-6534-0321 平日:22:00~翌日5:30 / 土曜日:15:00~翌日5:30 / 日曜祝日:17:00~翌日5:30 <p>【歯科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○守口市休日応急診療所(歯科) 住所:守口市大宮通1-13-7 市民保健センター1階 / ☎ 06-6998-9945 日曜祝日:10:00~11:30 13:00~16:30 ○大阪府歯科医師会 夜間緊急歯科診療所 住所:大阪市天王寺区堂ヶ芝1-3-27 / ☎ 06-6774-2600 毎日:21:00~翌日3:00
連絡先	市役所窓口一覧	-	-	別途、作成予定。
連絡先	関係機関等連絡先	-	-	別途、作成予定。
連絡先	虐待に気づいたら	子育て支援課	-	<p>【内容】 虐待と思われる子どもがいたら…、子育てに悩む親がいたら…、ご自身が出産や子育てに悩んだら…、すぐにご連絡ください。(匿名での連絡も可能です。秘密は守られます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平日 ☎:06-6992-1655 子育て支援課 相談係ヘコール(9:00~17:30で対応) ☎:072-828-0190 大阪府中央子ども家庭センターヘコール(9:00~17:45で対応) ○夜間・休日(平日17:45~翌日9:00および土曜日・日曜日・祝日24時間体制で対応) ☎:072-295-8737 大阪府中央子ども家庭センターヘコール ○24時間365日体制 ☎:0570-064-000 児童相談所全国共通ダイヤルヘコール ☎:06-6943-7076 チャイルドレスキュー110番(大阪府警本部)ヘコール

小中一貫教育とは？

小中一貫教育は、小学校と中学校で、9年間の学びがつながる授業づくりを進め、発達段階に応じて、一貫した指導を行うことを目的としており、全国各地で地域の実情に応じた取り組みが進められています。

守口市のめざす小中一貫教育とは？

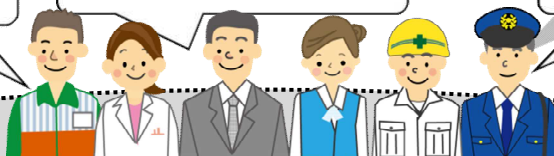
小中一貫教育がめざすものは…！

子どもを取り巻く社会環境の変化に伴うさまざまな教育課題

確かな学力の定着

「中1ギャップ」の解消

地域に根ざした学校



子どもの周りの大人たちが子どもの成長を見通す一貫した視点を持ち、15歳までにどんな子どもを育てるのか、その姿を共有し、「もりぐちっ子」を育てましょう！

守口市がめざす小中一貫教育は中学校区教育です！

夢と志をもったもりぐちっ子を育むために、中学校区で義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」を共有し、学校・家庭・地域が力を合わせ、小・中学校が一体となってすすめていきます。「子どもの学びをつなぐ授業づくり」を縦のつながりに、「子どもの育ちを支える教育コミュニティ」を横のつながりとして、「中学校区」を単位として、子どもの周りの大人たちがスクラムを組んで、子どもの成長を支えます。

守口市がすすめる小中一貫教育の柱は…！

3

確かな学力の定着、中1ギャップの解消

義務教育修了時点の「めざす子ども像」を中学校区で共有し、9年間の「学びの連続性」を意識した「授業づくり」をすすめます！



小中連携を軸に各中学校区の特色ある教育活動の推進

これまで各中学校区で積み重ねてきた「ICT教育」・「外国語活動」など「小中連携」の取り組みを軸に、小中一貫教育へとつなげていきます！

地域に根ざした学校づくり

これまで地域に支えられてきた学校づくりを基盤に、中学校区単位で、子どもたちの9年間の学びを地域全体で支え、地域と協働した学校づくりを推進します！